

子ども脱被ばく裁判 原告申込書

2014年7月23日
子ども脱被ばく裁判弁護団

今回、私たちが起こす2つの裁判に原告として参加いただき、ありがとうございます。
原告として参加するにあたって、次の2つの手続をお願いします。

(1)、本書面の以下の項目について記入して、末尾にご署名の上、①郵送、②FAX、③メールに添付のいずれかの方法で返送して下さい。

(2)、参加費として、原告1名につき千円(原告3名なら3千円)を裏面記載のゆうちょ銀行の口座までお振込み下さい。

以上の手続完了の後、こちらから裁判準備の連絡をさせていただきます(→詳細は裏面)。

不明な点は遠慮なく問い合わせ下さい→090-8494-3856(岡田)まで

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。※本書面に記入していただいた情報は裁判のためにのみ用い、それ以外の用途には用いません。

1 裁判の種類

どちらの裁判に参加されますか。つぎの欄の数字にマルをつけて下さい(現在、福島県内にお住まいの方には1と2の両方の裁判にご参加いただくようご検討をお願いしています)。

1 子ども人権裁判	2 親子裁判
原告は現在、福島県の小中学校に通う生徒。 地元の市町村に対し、年1ミリシーベルト以下の安全な環境で教育を受ける権利があることの確認を求める裁判。	原告は現原発事故のあと福島県内に居住していた子どもとその保護者。 国と福島県に対し、国や福島県には子どもたちの健康を守る義務があるのに、原発事故のあと、子どもたちを被ばくから守ろうとせず、無用な被ばくをさせ、子どもとその保護者に筆舌に尽しがたい精神的苦痛を与えたことを理由とする慰謝料請求の裁判。

2 記入していただきたい情報(弁護団からの連絡に必要な情報も含みます)

現住所	〒			
原発事故当時の住所	〒			
保護者名※	親子裁判 <input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/>		親子裁判 <input type="checkbox"/> 参加 <input type="checkbox"/>	
電話番号			メールアドレス	
子どもの氏名	性別	生年月日(西暦)	現時点で通学する学校名	学年
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
コメント				

※保護者が複数の場合は全員の氏名を記入し、親子裁判の原告に参加する方にはマルをつけて下さい。

記入日 年 月 日

記入者ご署名 _____

※ 原告になる方

① 子ども人権裁判

現在、福島県に住む小中学生の子ども。

② 親子裁判

原発事故当時に高校生以下の子どもまたは原発事故以後に生まれた子どもで、原発事故以後に福島県で被ばくをした子どもとその保護者。(自主避難者含む)

※ 参加費

原告として参加する数 × 千円

ただし、①と②の両方の裁判に参加する場合でも、参加費の計算は②だけとします。

※ 申込書の返送先

● ☎ 107-0052

東京都港区赤坂8-6-17 赤坂グランドハウス211 光前法律事務所
「子ども脱被ばく裁判弁護団」宛

● FAX 03-5412-0829 (記入ページのみを送信下さい)

● メール宛先 nijisaiban@gmail.com

※ 参加費の振込先

銀行：ゆうちょ銀行

名称：子ども脱被ばく裁判 弁護団

記号：10280

番号：79600181

ゆうちょ銀行以外から振込む場合には次のようになります。

店名：〇二八

店番：028

種目：普通

口座番号：7960018

口座名義：子ども脱被ばく裁判 弁護団

第一次締切り 2014年8月25日

第二次締切り 2014年9月30日

それ以後も順次受け付けます。

※ 今後、ご協力いただきたい裁判準備の概要

- ① 原発事故以来、子どもと家族が経験してきた体験を陳述書として作成。
- ② 子ども人権裁判の場合、自宅と通学校と通学路の線量の測定。
- ③ 国と福島県に訴えたいこと、取り上げたい問題を指摘して必要な書類等を準備。
- ④ (時間が取れる方は)裁判が開かれる各期日に、裁判所で傍聴すること。

以上の詳細は、改めて、ご連絡差し上げます。

8月29日(金) デモ・記者会見・懇親会のお知らせ

8月29日 提訴日にデモおよび記者会見・懇親会を行います。東京からも支援者が参加します。
原告に参加の方、支援の方も、ぜひ、ご参加ください！

13時30分 デモ出発 (集合13時10分 アオウゼ 多目的ホール 福島市内)

福島地裁に提訴

15時00分 記者会見・懇親会 (アオウゼ 多目的ホール)